

和歌山県朝

発行和歌山県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行 定価 (送料共) 1か月2,200円

次(*については県例規集登載事項) 目

○ 公安委員会規則

*16 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定による 診断を行う医師の指定に関する規則

〇 告示

1284 平成21年和歌山県告示第1060号(消費者安全法に よる消費生活センターの公示)の一部改正

(県民生活課)

1285 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定

1286 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指 (" 定介護予防サービス事業者の指定

1287 肥料取締法による肥料の登録の失効 (果樹園芸課)

1288 道路の位置の指定 (都市政策課)

1289 公有水面埋立て工事のしゅん功認可

(港湾空港振興課)

1290 一般競争入札による落札者の決定

○ 選挙管理委員会告示

- 104 政治団体の設立の届出
- 105 政治団体の届出事項の異動の届出
- 106 政治団体の解散の届出
- 107 政治団体の収支報告書の要旨
- 108 資金管理団体の指定の取消しの届出
- 109 資金管理団体の届出
- 110 資金管理団体の届出事項の異動の届出
- 111 政治団体の収支報告書の要旨
- 112 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選 挙運動に関する収支報告書の要旨

〇 公告

和歌山下津港における使用者の募集 (港湾空港振興課) 入札公告 (総務事務集中課)

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第16号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定による診断 を行う医師の指定に関する規則を次のように定める。

平成21年12月4日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定によ る診断を行う医師の指定に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年 法律第6号。以下「法」という。)第4条の3第2項(法第 7条の3第3項において準用する場合を含む。以下同 じ。)の規定による診断を行う医師の指定について必要 な事項を定めることを目的とする。

(医師の指定)

(長寿社会課) 第2条 法第4条の3第2項の規定による診断を行う医師の指 定は、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項 に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び 技能を有すると認められる医師のうちから行うものとす

> 2 前項の規定により医師を指定する期間は、3年以内とす る。ただし、再指定を妨げないものとする。

(告示)

(総務事務集中課) 第3条 和歌山県公安委員会は、前条第1項の規定により医 師を指定したときは、その氏名、勤務する病院名及び病 院の所在地を告示するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告

和歌山県告示第1284号

平成21年和歌山県告示第1060号(消費者安全法による消 費生活センターの公示)の一部を次のように改正する。

示

平成21年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表和歌山県消費生活センターの項中「西汀丁26」を「手 平2-1-2 | に改める。

和歌山県告示第1285号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定 により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、 同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

					指 定 年月日
--	--	--	--	--	------------

指定事業者	申請者の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の 氏 名	事業所の 名 称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指定の有 効期間の 満了の日
3070104223	有限会社虹	和歌山市岩橋104 3-5	宇田美智代	ケアーセンター 虹	和歌山市岩橋1043- 5	居宅介護支援	平成 21.12.1 (平成 27.11.30)
3071400760	ながみね農業協同 組合	海南市大野中718-1	岡本眞和	JAながみねケア プランセンター	海南市大野中718-1	居宅介護支援	平成 21.12.1 平成 27.11.30
3071800167	株式会社サンライ ズコーポレーショ ン	岩出市野上野98-3	石橋日佐夫	ケアプランセン ターチャー夢	岩出市野上野98-3	居宅介護支援	平成 21.12.1 (平成 27.11.30

和歌山県告示第1286号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53 条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護 予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。 平成21年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番 号	氏名 法人の場合に あっては、 申請者の名称	住 所 法人の場合に あっては、主たる 事務所の所在地	法人の場合に あっては、代 表者の氏名	事業所の 名 称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年月日 指定の有 効期間の 満了の日
3070107317	株式会社アイ・ケ アセンター	和歌山市船所14-8	田渕宣宏	株式会社アイ・ ケアセンター	和歌山市船所14-8	訪問介護・介 護予防訪問介 護	
3071000784	株式会社ファース トリブ	大阪府河内長野市 錦町8-8	川崎照子	さくら・介護ス テーションもも たろう		訪問介護・介 護予防訪問介 護	
3071800175	株式会社サンライ ズコーポレーショ ン	岩出市野上野98-3	石橋日佐夫	デイサービスセ ンターチャー夢	岩出市野上野98-3	通所介護・介 護予防通所介 護	

和歌山県告示第1287号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、 次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定に

より公告する。

平成21年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	別 肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名 称 及 び 住 所	失効した 年 月 日
和歌山県第704号		5.0海陸獣動物肉骨粉	窒素全量5.0 りん酸全量5.0	該当なし	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮 807	平成 21.10.30

和歌山県告示第1288号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の 規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

115.44		申請者	115 4	道	路
指定 番号	指定位置	住 所 氏 名	指 定 年月日	幅員	延 長
		Д 11		メートル	メートル
3068	海南市大野中 字竹ケ鼻28番	海南市大野中 468番地2	平成 21.11.24	4.20	35.00

和歌山県報 第2116号

平成21年12月4日(金曜日)

1の一部 春日地所 成川正樹	
-------------------	--

和歌山県告示第1289号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規 定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工 事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書をすさみ町役場 において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧 に供する。

平成21年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 しゅん功認可を受けた者
- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸
- 2 埋立区域
- (1)位置

和歌山県西牟婁郡すさみ町大字周参見字下モ山5370番 地2及び同町大字周参見字下モ山5370番地20の地先公有 水面

(2)区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次結んだ線、③の地点と①の地点を結ぶ平成16年の秋分の満潮位(D.L.+1.70メートル)における公有水面と下山防波堤との境界線、昭和41年5月6日付け和歌山県指令港第602号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+2.00メートルにより決定)及び平成15年2月14日付け和歌山県指令漁第484号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+1.84メートルにより決定)により囲まれた区域

- ①の地点 周参見港天神山下指向灯(北緯33度32分46 砂、東経135度29分33秒)から175度50分10秒 742.32メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から334度10分13秒20.00メートル の地点
- ③の地点 ②の地点から244度10分13秒91.13メートル の地点
- (3) 面積

3,248.49平方メートル

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

^{2条第1項の規} | 和歌山県告示第1290号

3 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成18年3月27日 17和歌山県指令漁第302号

和歌山県告示第1290号

4 しゅん功認可年月日 平成21年11月24日

平成21年度胃部・胸部併用検診車の購入について、一般 競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物 品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7 年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び 和歌山県の物品等又は特定役務の調達の特例を定める規則 (平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、 次のとおり公示する。

平成21年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量 胃部・胸部併用検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地和歌山県出納局総務事務集中課和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日 平成21年11月10日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社大黒 和歌山市手平3丁目8番43号
- 5 落札金額 97,440,000円(うち消費税及び地方消費税の額4,640,0 00円)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成21年10月27日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の 規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7 条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年12月4日

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

和歌山県報 第 2116 号

松本健一後援会	松本健一	松本恵美子	橋本市みゆき台19-9	平成 21.11.2
仁坂県政を育てる 会	仁坂吉伸	島村不二夫	和歌山市南汀丁11番地 岡畑ビル1階	平成 21.11.4
林宣男後援会	林宣男	林浩伸	有田郡有田川町大字小島421番地	平成 21.11.9
ひろひさ会	永野裕久	田渕豊	和歌山市三沢町三丁目8番地の2 三沢第9団地40 7号	平成 21.11.16

和歌山県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規 定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。 平成21年12月4日

	1		1	ı	1	
政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 出年月日	政党・政治 団 体 の 別	備考
周勝会	主たる事務所の 所在地	和歌山市広瀬中ノ丁2-98	和歌山市西浜3丁目7-53	平成 21.10.8	政治団体	
玉西ひでよし後援会	主たる事務所の 所在地	紀の川市藤崎341番地	紀の川市後田243-3	平成 21.10.26	政治団体	
仁坂吉伸後援会	代表者	神坂次郎	仁坂吉伸	平成 21.11.4	政治団体	
根来博後援会	主たる事務所の 所在地	紀の川市上田井46	紀の川市東三谷28-2	平成 21.11.5	政治団体	
楠部重計後援会	代表者	池尻一也	岩垣和雄	平成 21.11.9	政治団体	
	会計責任者	秀野康広	新田憲作	平成 21.11.9	政治団体	
和歌山石油政治連盟	会計責任者	中岡芳彦	井上昭	平成 21.11.10	政治団体	
	主たる事務所の 所在地	西牟婁郡白浜町富田607	西牟婁郡白浜町堅田2808	平成 21.11.10	政治団体	
笠原えり子後援会	代表者	七條安司	池田稔	平成 21.11.10	政治団体	
	会計責任者	笠原佐和子	尾崎常一	平成 21.11.10	政治団体	
中山正降後援会	代表者	三輪義郎	野田良一	平成 21.11.10	政治団体	
- 下円 - 四 - 四 - 四 - 四 - 四 - 四 - 四 - 四 - 四 -	会計責任者	中山勝行	柏田栄二	平成 21.11.10	政治団体	
民主党和歌山県総支部連合会	代表者	岸本周平	藤本眞利子	平成 21.11.12	政党支部	
	主たる事務所の所在地	和歌山市黒田1丁目4番2号 松浦ビル4F	和歌山市太田418-1 松浦 ビル4F	平成 21.11.18	政治団体	

和歌山県報 第 2116 号

平成21年12月4日(金曜日)

和歌山県歯科技工士 連盟	代表者	榎倫生	上野山公造	平成 21.11.18	政治団体	
	会計責任者	生田勝己	保田秀光	平成 21.11.18	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の 規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項 の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年12月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散年月日	届 出年月日
広野英幸後援会	夏見兼生	平成 21.10.1	平成 21.10.5
大岡けんじ後援会	竹上昌宏	平成 21.10.31	平成 21.11.2

和歌山県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の 規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20 条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成21年12月4日

和歌山県報 第 2116 号

政治団体の収支報告書(平成21年分)の要旨

政治 団体名	英幸後援会	大岡けんじ後援会
報告年月日 平成		'
177		
177		
	党21年10月5日	平成21年11月2日
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1 777 1 7 3
資金管理団体の届出に係る		
公職の種類		
国会議員関係政治団体の区分		<u> </u>
公職の候補者の氏名		
公職の候補者に係る公職の種類		
	204.000	
	394,209	0
ア前年繰越額	0	0
イ 本 年 収 入 額	394,209	0
2支 出 総 額	394,209	0
ア 個人の党費・会費		
(人)		
イ 寄 附	394,209	
(ア) (イ)を除く寄附の合計	394,209	
3 (a) 個 人 分	394,209	
(うち特定寄附)		
収(b)法人その他の団体分		
入 (c) 政 治 団 体 分		
(イの寄附のうちあっせん		
の によるもの)		
(イ) 政 労 医 名 客 附		
内 ヴ 機関紙誌の発行その他の		
訳事業による収入		
工借入金		
オ本部又は支部から供与さ		
れた交付金に係る収入		
カその他の収入		
ア経常経費	394,209	
(ア)人 件 費	150,000	
(イ) 光 熱 水 費	5,000	
(ウ) 備品・消耗品費		
(工)事務所費	239,209	
4 イ政 治 活 動 費		
(ア)組織活動費		
支 (イ)選挙関係費		
出(ウ)機関紙誌の発行		
その他の事業費		
の(a)機関紙誌の		
発行事業費		
内 (b)宣伝事業費		
訳 (c)政治資金パーティー		
開催事業費		
(d)その他の事業費		
(エ) 調査研究費		
(才) 寄附·交付金		
(カ) その他の経費		
5 資産等の状況		
(*印は、資産等を有する場合で内訳を		

平成21年12月4日(金曜日)

和歌山県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の 規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったの

で、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表 する。

平成21年12月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

資金管理団体の指 定の取消しの届出 をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届 出年月日
仁坂吉伸	和歌山県知事	仁坂吉伸後援会	和歌山市南汀丁11番地 岡畑ビル1階	仁坂吉伸	平成 21.11.4

和歌山県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の 規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条 和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年12月4日

資金管理団体の届出 をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届 出 年月日
松本健一	橋本市議会議員	松本健一後援会	橋本市みゆき台19-9	松本健一	平成 21.11.2
仁坂吉伸	和歌山県知事	仁坂県政を育てる会	和歌山市南汀丁11番地 岡畑ビル1階	仁坂吉伸	平成 21.11.4

和歌山県選挙管理委員会告示第110号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の 規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった ので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公

表する。

平成21年12月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

資金管理団体の届出 事項の異動の届出を した者の氏名	公職の種類	資金管理団 体の名称	異動事項	新	IΒ	届 出年月日
岸本周平	衆議院議員	周勝会	主たる事務所の 所在地	和歌山市広瀬中ノ 丁2-98	和歌山市西浜3丁 目7-53	平成 21.10.8

和歌山県選挙管理委員会告示第111号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の 規定による政治団体の収支報告書(平成20年分)を受理し たので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次の とおり公表する。

平成21年12月4日

政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

		(単位:円)				
7		門川所入及及云				
Ц	改 治 団 体 名					
幸	報告年月日	平成21年11月5日				
資	金管理団体の届出をした者の氏名					
沓	金管理団体の届出に係る					
	職の種類					
		0.167				
	以 入 総 額	2,167				
7	アが前の年の繰り越い額	2,167				
-	イ 本 年 収 入 額	0				
2	支 出 総 額	0				
	ア 個人の党費・会費					
	(人)					
	イ 寄 附					
	(ア) (イ)を除く寄附の合計					
3	(a) 個 人 分					
	(うち特定寄附)					
収	(b) 法人その他の団体分					
-	(c) 政 治 団 体 分					
入						
Δ	(イの寄附のうちあっせん					
の	によるもの)					
内	(イ)政党匿名寄附					
ניו	ウ 機関紙誌の発行その他の					
訳	事業による収入					
пV	工借 入 金					
	**					
	オ 本部又は支部から供与さ					
	れた交付金に係る収入					
	カその他の収入					
	ア経 常 経 費					
	(ア)人件費					
	(イ) 光 熱 水 費					
	一(ウ)備品・消耗品費					
_	(工)事務所費					
4	イ政 治 活 動 費					
_	(ア)組織活動費					
支	(イ)選挙関係費					
出	 (ウ) 機関紙誌の発行					
ш	その他の事業費					
_	「の心の事本貝					
	/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \					
	(a)機関紙誌の					
の	(a)機関紙誌の 発行事業費					
の						
の内	発行事業費					
の内	発行事業費 (b)宣伝事業費 (c)政治資金パーティー					
の内	発行事業費 (b)宣伝事業費 (c)政治資金パーティー 開催事業費					
の内	発行事業費 (b)宣伝事業費 (c)政治資金パーティー 開催事業費 (d)その他の事業費					
の内訳	発行事業費 (b)宣伝事業費 (c)政治資金パーティー 開催事業費					
の内	発行事業費 (b)宣伝事業費 (c)政治資金パーティー 開催事業費 (d)その他の事業費					
の内	発行事業費 (b)宣伝事業費 (c)政治資金パーティー 開催事業費 (d)その他の事業費 (エ) 調査研究費					

別に掲載)

平成21年12月4日(金曜日)

和歌山県選挙管理委員会告示第112号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙にお ける各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告

書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号) 第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年12月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成21年8月30日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

23,826,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岸本 周平		候補者届出政党 又は所属党派	民主党	#0 BB	11月13日から	签 - 同八
出納責任者氏名	寺下 史朗				期間	11月16日まで	第5回分
収入				支出			
主たる寄附				人件費			93,250 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費			0 円
民主党和歌山県第1区総支部	政治団体	343,072 ⊞	∃	選挙事務所費			0 円
				集合会場費			0 円
				通信費			0 円
				交通費			0 円
				印刷費			0 円
				広告費			0 円
				文具費			0 円
				食糧費			0 円
その他の寄附	件	0 円	∃	休泊費			0 円
その他の収入		0 Е	∃	雑 費			256, 254 円
今回計		343,072 ⊞	∃	今回計			349,504 円
前回計		7, 350, 000 円	∃	前回計		8	8,595,180 円
総計		7, 693, 072 F	1	総計		8	8,944,684 円

支出のうち公費負担相当額	項目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	106,575 円
	ビラの作成	290, 535 円
	ポスターの作成	454, 938 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160, 164 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	71,400 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	168,000 円
	計	1,251,612 円

報告書受理年月日 平成21年11月18日 第 5 回報告分

公 告

公 告

県が設置する港湾施設和歌山下津港の野積場及び港湾施設用地における使用者を次のとおり募集するので公告する。 平成21年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 使用させる公の施設(以下「施設」という。)の概要
- (1) 名称

和歌山下津港

(2) 所在地

和歌山県和歌山市青岸

(3) 施設の概要

①青岸野積場(1,676.9㎡)②青岸野積場(1,825.5㎡)

2 施設の使用期間

初年度は許可の日から当該年度の3月31日までとする。 なお、翌年度以降については、使用許可を更新しなけれ ばならない。

- 3 応募資格及び留意事項
- (1) 応募資格

ア 応募時において現に国税、県税及び市町村税並び に和歌山県が課する使用料及び占用料等に未納がな いこと。

また、現に港湾管理者の指導及び助言に従わず、

港湾の開発、利用及び保全に支障を及ぼしていないこ

イ 個人の場合にあっては本人と、法人その他の団体 (以下「団体」という。) の場合にあっては応募者の 役員、総株主の議決権の5%以上を有する株主又は出資 の総額5%以上に相当する出資をしている者と、暴力団 及びそれらの利益となる活動を行う者との関わりが認 められないこと。

また、複数の団体での共同体(以下「コンソーシア ム」という。)で応募する場合についても、コンソー シアムを構成するすべての者に対し上記規定を適用す

- ウ 係留施設の利用と一体的に当該野積場を使用するこ
- エ 当該野積場に蔵置する蔵置物は、砂、砂利及び石材 類とする。
- オ 団体又はコンソーシアムで応募する場合は、代表者 又は幹事会社を明記の上、コンソーシアムにあっては 構成するすべての者の連名で応募すること。
- (2) 留意事項
 - ア 当該青岸地区に存する岸壁については、原則として、 外航船は着岸することができない。
 - イ 和歌山下津港青岸野積場募集要項(以下「募集要 項 | という。) №4に記載している現地説明会に参加 すること。

なお、コンソーシアムで応募する場合は、幹事会社 のみの参加でもよい。

ウ 応募した内容に虚偽が判明した場合は、当該応募の 受理を取り消す。

また、当該応募により使用者の選定を受け、使用許 可後、応募した内容に虚偽が判明した場合は、当該使 用の許可を取り消す。

- 4 選定及び使用許可申請について
- (1) 当該募集において複数の応募者がある場合は、募集要 1 一般競争入札に付する事項 項に記載している選定の基準にて選考する。なお、選定 されなかった申込者に対してはその旨通知するが、申込 に係る関係書類は返却しないものとする。
- (2) 使用者として選定を受けた応募者は、和歌山県港湾施 設管理条例(昭和31年和歌山県条例第38号)及び和歌山 県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第 2号)に基づく使用許可申請書を和歌山県知事に提出し、 使用の許可を受けなければならない。
- (3) 使用者と選定された場合であっても、使用許可申請書 に不備等があるときは、使用の許可がされないことがあ
- 5 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1)募集要項の配布

- ア 配布期間 平成21年12月4日(金)から同月16日(水) までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午 後5時45分までの間(ただし、和歌山県の休日を定め る条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める休 日を除く。)
- イ 配布場所 和歌山市築港6丁目22番地 和歌山下津港湾事務所総務管理課
- (2) 現地説明会に関する事項
 - ア 日時 平成21年12月17日午後1時から
 - イ 場所 和歌山市青岸地区
 - ウ 留意事項
 - (ア)募集要項配布時に配布した資料一式を持参する こと。
 - (イ) 荒天等により開催できない場合は、翌日の12月18 日(金)午後1時から開催する。
- 6 その他

施設の空き状況を、和歌山県ホームページ、和歌山県 県土整備部港湾空港局港湾空港振興課ホームページ及び 和歌山下津港湾事務所ホームページに掲載する。

7 間い合わせ先

〒640-8287 和歌山市築港6丁目22番地 和歌山下津港湾事務所総務管理課 電話番号 073-431-7266 FAX 073-431-7165

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うの で、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治 法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又 は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令 第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成21年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- (1)調達年度及び調達案件番号 平成21年度 調達案件番号 02090004656号
- (2)調達物品の名称及び数量 光造形装置 1式
- (3)調達物品の特質等 入札説明書による。
- (4) 納入期限 平成22年3月19日(金)
- (5)納入場所

和歌山県工業技術センター 和歌山市小倉60番地

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関 する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づ

く競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「理化学機械器具」に登載されている者であること。

また、新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札 説明書により必要な申請を行うこと。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1)場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県出納局総務事務集中課

(2)期間

平成21年12月4日(金)から平成22年1月12日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
- (1)場所

3の(1)に同じ。

(2)期間

3の(2)に同じ。

- 5 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県出納局総務事務集中課入札室

イ 入札目時

平成22年1月19日(火)午後2時から

- ウ 開札場所アに同じ。
- エ 開札日時

イに同じ。

- (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3)郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加 資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の 上、書留郵便により平成22年1月18日(月)午後5時まで に和歌山県出納局総務事務集中課に必着するように行わ なければならない。
- 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が 使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子 計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使 用して行う入札(以下「電子入札」という。)及びその開 札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開 札日時等は以下のとおりとする。

(1)電子入札は、平成22年1月18日(月)午前9時から同月

19目(火)午後1時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県 規則第28号)第87条第3号の規定により免除とする。

- 9 契約保証金に関する事項
- (1)契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2)契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、 自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から 第95条までの規定の定めるところによる。
- 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入 札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした 入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する 入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された 者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない 者のした入札は、無効とする。

- 11 落札者の決定の方法
- (1)入札の要件、執行方法等の細目については、入札説 明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、出納局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。
- (3)和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定 価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札 を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県出納局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるもの

とする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が ないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合にお いて、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1) に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 12 その他
- (1)入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び 所在地
 - ア 名称

和歌山県出納局総務事務集中課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2)入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否 否
- (5)政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purcha sed:

Stereolithography Machine; 1 Unit

- (2) Time limit for tender :
 2:00p.m. 19 January 2010
- (3) Contact point for the notice:

Business Center Division, Treasury Bureau, Wakay ama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585

TEL 073-441-2294